

四日市市消防本部訓令第1号

四日市市消防吏員服装規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月31日

四日市市消防長 人見 実男

四日市市消防吏員服装規程の一部を改正する規程

四日市市消防吏員服装規程（昭和59年四日市市消防本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(制服等の着用基準)</p> <p>第2条 消防吏員の制服等の着用基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 冬服</p> <p>ア 冬服に階級章、名札を付け、ワイシャツ、ネクタイ、冬帽及び安全靴又は黒短靴とともに着用するものとする。</p> <p>イ アに定めるもののほか儀式、任命式及び点検においては手袋を着用し、名札を省略するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 活動服</p> <p>ア 活動服に階級章、名札を付け、Tシャツ若しくはポロシャツ又はハイネックシャツ、アポロキャップ及び安全靴又は黒短靴とともに着用するものとする。</p> <p>イ アに定めるもののほか、危害防止上必要あるときは、ヘルメット及び皮手袋を着用するものとする。</p>	<p>(制服等の着用基準)</p> <p>第2条 消防吏員の制服等の着用基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 冬服</p> <p>ア 冬服に階級章、名札を付け、ワイシャツ、ネクタイ、冬帽及び安全靴又は黒短靴とともに着用するものとし、<u>女性消防吏員にあってはブラウスを着用するものとする。</u></p> <p>イ アに定めるもののほか儀式、任命式及び点検においては手袋を着用し、名札を省略するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 活動服</p> <p>ア 活動服に階級章、名札を付け、Tシャツ又はハイネックシャツ、アポロキャップ及び安全靴又は黒短靴とともに着用するものとする。</p> <p>イ アに定めるもののほか、危害防止上必要あるときは、ヘルメット及び皮手袋を着用するものとする。</p>

(4) 救急服

ア 救急服に階級章、名札を付け、Tシャツ若しくはポロシャツ又はハイネックシャツ、アポロキャップ及び安全靴又は黒短靴とともに着用するものとする。

イ 危害防止上必要あるときは、ヘルメット及び皮手袋を着用するものとする。

(5) 救助服

ア 救助服に階級章、名札を付け、Tシャツ若しくはポロシャツ又はハイネックシャツ、アポロキャップ及び網上安全靴を着用するものとする。

イ 危害防止上必要あるときは、ヘルメット及び革手袋を着用するものとする。

(4) 救急服

ア 救急服に階級章、名札を付け、アポロキャップ及び安全靴又は黒短靴とともに着用するものとする。

イ 危害防止上必要あるときは、ヘルメット及び皮手袋を着用するものとする。

(5) 救助服

ア 救助服に階級章、名札を付け、Tシャツ又はハイネックシャツ、アポロキャップ及び網上安全靴を着用するものとする。

イ 危害防止上必要あるときは、ヘルメット及び革手袋を着用するものとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。